

## ◎家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

(令和二年二月五日法律第二号)(衆)

### 一、提案理由(令和二年一月二八日・衆議院本会議)

○吉野正芳君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称をそれぞれ豚熱及びアフリカ豚熱に変更するとともに、家畜の伝染性疾患の発生の予防及び蔓延の防止のあり方に関し総合的な見直しが行われるまでの間の緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲な蔓延を防止するために行う予防的殺処分等の必要な事項を定めるものであります。

本案は、本日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院農林水産委員長報告(令和二年一月三〇日)

○江島潔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称を、それぞれ豚熱及びアフリカ豚熱に変更するとともに、有効な予防液がないアフリカ豚熱が近隣諸国で蔓延している状況に鑑み、当分の間の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲な蔓延を防止するために予防的殺処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長吉野正芳君より趣旨説明を聴取した後、緊急に法改正を行う理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注)　衆議院においては、委員会の審査は省略された。